

# 第43回全日本クラブ野球選手権大会 予選出場資格について

1. (公財)日本野球連盟登録規程を適用し、選手登録期間第1期(1月1日～4月30日)までに登録を完了したクラブ登録チーム並びに競技者登録を完了した競技者に出場資格を与える。ただし、5月10日以前に予選が行われる場合は、予選開始の10日前までとする。
2. 1次予選において敗退した加盟チームの選手は、2次予選の試合に出場することができない。
3. 1次予選に出場した加盟チームおよびその競技者は、他の地区予選に出場することはできない。
4. 出場資格のない選手を出場させたチームには、勝利の取消し、または、大会から除外の措置を行うことがある。

以上